

教職員の働き方改革「トーク会」 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 教職員の働き方改革「トーク会」の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、「トーク会」を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 「トーク会」開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、「トーク会」の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) その他「トーク会」の運営に支障となる行為をしないこと。

3 「トーク会」の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 「トーク会」中、「トーク会」の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、「トーク会」を途中で非公開とする場合があります。